唐国地区地区計画

2. 地区整備計画

(修正後)

	地区施設の配	道	道 路		道路 1 : 幅員 10.9m(車路8.9m、歩道2.0m)、延長 約487m 道路 2 : 幅員 8.9m(車路6.9m、歩道2.0m)、延長 約 76m		
	置および規模	緑地		地	1 号緑地:面積約4,900㎡(緑地の最小幅:6m以上)		
		細の		分称	流通サービス地区	沿道サービス地区	
地		面		積	約5.0ha	約2.8ha	
	建				次に掲げる建築物は建築してはならない。	次に掲げる建築物は建築してはならない。	
区	築				(1) 略 (2) 建築基準法別表第2 <u>(ぬ)項第3号</u> に規定する工場	(1)、(2) 略 (3) 建築基準法別表第2 <u>(ぬ)項第4号</u> に規定するもの	
整	物				(流通業務施設における金属板、金属線又は紙の切断、木材の引割りその他これらに類する物資の流通の過程におけ	(4)、(5) 略	
	等				る簡易な加工の事業に供するものを除く) (3) 建築基準法別表第 2 <u>(ぬ) 項第 4 号</u> に規定するもの		
備	に				(4)、(5) 略		
計	関		を物等 をの制				
	す						
画	る						
	事						
	項						
		(F	人下略	()	(以 ⁻	下略)	

(修正前)

	地区施設の配置	道	路	道路 $1:$ 幅員 $10.9\mathrm{m}$ (車路 $8.9\mathrm{m}$ 、歩道 $2.0\mathrm{m}$)、延長 約 48 道路 $2:$ 幅員 $8.9\mathrm{m}$ (車路 $6.9\mathrm{m}$ 、歩道 $2.0\mathrm{m}$)、延長 約 7				
	置および規模	緑	地	1 号緑地:面積約4,900㎡(緑地の最小幅:6m以上)				
		細の	区 名 称	流通サービス地区	沿道サービス地区			
地		面	積	約5.0ha	約2.8ha			
	建			次に掲げる建築物は建築してはならない。	次に掲げる建築物は建築してはならない。			
区	築			(1) 略 (2) 建築基準法別表第2 <u>(り)項第3号</u> に規定する工場	(1)、(2) 略 (3) 建築基準法別表第2 <u>(り)項第4号</u> に規定するもの			
整	物			(流通業務施設における金属板、金属線又は紙の切断、木材の引割りその他これらに類する物資の流通の過程における簡易な加工の事業に供するものを除く)	(4)、(5) 略			
	等			(3) 建築基準法別表第2 <u>(り)項第4号</u> に規定するもの				
備	に			(4)、(5) 略				
計	関		集物等の 金の制限					
	す							
画	る							
	事							
	項							
		(以下略)		(以下略)				